

○那覇市立森の家みんな条例

平成17年9月30日

条例第49号

改正 平成19年12月28日条例第51号

令和元年7月4日条例第18号

那覇市立森の家みんな条例(平成14年那覇市条例第27号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市内にある自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため、末吉公園内に那覇市立森の家みんな(以下「森の家」という。)を設置する。

(位置)

第2条 森の家の位置は、那覇市首里儀保町4丁目79番地8とする。

(施設の構成)

第3条 森の家は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 研修室(大)
- (2) 研修室(小)
- (3) ちゅう房
- (4) 宿泊室
- (5) リーダー室
- (6) ピロティ
- (7) 屋上広場

(事業)

第4条 森の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然体験活動及び環境教育に関する事業
- (2) 集団宿泊生活に関する事業
- (3) その他教育委員会が必要と認める事業

(利用時間及び休所日)

第5条 森の家の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊を伴う利用については、この限りでない。

2 森の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

(利用できる者)

第6条 森の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、森の家の設置目的に沿う研修計画が定められている団体とする。この場合において、その員数については、教育委員会規則で定める。

- (1) 青少年(20歳未満の者をいう。以下同じ。)の団体(引率者がある場合に限る。)
- (2) 青少年関係指導者の団体
- (3) その他指定管理者が適当と認める団体

(入所の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 伝染性の疾患があると認められる者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 森の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

- (1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合
- (2) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合

- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設を除く。)に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が利用する場合
- (6) 知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合  
(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、森の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。  
(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。  
(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、森の家を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、森の家の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第16条 教育委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし、森の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が森の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った森の家の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、森の家の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、森の家の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用許可に関する業務

(2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(3) 森の家の維持管理に関する業務

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年教委規則第2号で、平成18年4月1日から施行)

2 第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成19年12月28日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年7月4日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第9条関係)

宿泊料金

区分	1人1泊当たり	
	市内	市外
中学生以下	200円	300円
一般	400円	600円

備考 市内の欄は本市内に在住、在学又は在園している者に適用し、市外の欄はその他の者に適用する。

別表第2(第9条関係)

施設利用料金

区分	6時間未満の利用(1時間当たり)		6時間以上の利用	
	市内	市外	市内	市外
研修室(大)	500円	750円	3,000円	4,500円
研修室(小)	300円	450円	1,800円	2,700円
ちゅう房	500円	750円	3,000円	4,500円
宿泊室	200円	300円	1,200円	1,800円
リーダー室	100円	150円	600円	900円

備考

- 1 市内の欄は本市内に在住、在学又は在園している者を主たる構成員とする団体に適用し、市外の欄はその他の団体に適用する。
- 2 宿泊を伴う団体の施設利用料金は、無料とする。
- 3 冷房機の利用に係る料金は、1台につき1時間当たり100円とする。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。